

第 1 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 3 1 年 1 月 1 7 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市水道局 2 階 大会議室

出席部会委員 1 ^{おおた やすひろ}太田 泰弘・2 ^{おおた よしまさ}太田 義政・3 ^{さかくら ゆきみつ}坂倉 行光・4 ^{たむら あきら}田村 明
5 ^{まえかわようこ}前川洋子・8 ^{き た よしゆき}喜多 義幸・9 ^{いしい やすひろ}石井 康宏・10 ^{かわぐち くにじ}川口 邦次
11 ^{よこやま はくお}横山 帛生・12 ^{あさお てつや}浅生 哲也・13 ^{ひらい ひでつぐ}平井 秀次
19 ^{さ の こ}佐野すま子・21 ^{さかの だいてつ}坂野 大徹

以上 1 3 名

欠 席 委 員 24 ^{かわべ ちあき}川邊 千秋

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 喜多 義幸

事 務 局 職 員 藤井事務局長・長谷川次長・竹田主査

総 合 支 所 河芸：倉田主事補 美里：紀平担当主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議 事 録 署 名 者 10 ^{かわぐち くにじ}川口 邦次・11 ^{よこやま はくお}横山 帛生

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について (別冊)

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第1回第1農地部会を開催させていただきます。
 本日の欠席は24番の川邊千秋委員1名で、出席委員は13名です。
 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。10番の川口邦次委員、11番の横山帛生委員、よろしくお願いします。
 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第6号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 はい、議長。座って説明させていただきます。それでは、報告案件の説明をさせていただきます。議案書の1ページから3ページをお願いいたします。
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から16で、合計件数は16件、合計面積は42,284㎡で、その内訳は田が39,883㎡、畑が2,401㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 4ページから6ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
 番号1から9で、合計件数は9件、合計面積は20,377㎡で、その内訳は田が16,074㎡、畑が4,303㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 7ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
 番号1、長屋住宅用地
 番号2、一般個人住宅用地
 でございます。
 合計件数は2件で、合計面積は530㎡、その内訳は田が197㎡、畑が33㎡でございます。
- 8ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
 番号1、駐車場用地 番号2、貸駐車場用地
 番号3、番号4、番号5 駐車場用地
 番号6、分譲住宅用地
 番号7、貸駐車場用地
 番号8、番号9、番号10 駐車場用地

でございます。

合計件数は10件で、合計面積は3,448.61㎡、この内訳は田が609.61㎡、畑が2,839㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、駐車場用地
でございます。

合計件数は1件、畑で225㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、一般個人住宅用地
でございます。

合計件数は1件、畑で389㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページから12ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、
でございます。

番号1、地区 栗真、受人 _____、面積 13,738㎡、渡人 _____、面積 2,869㎡、申請地 栗真小川町坂下_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,219㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農縮小する渡人から、申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 安東、受人 _____ 外2名、面積 210,526㎡、渡人 _____、面積 2,878㎡、申請地 観音寺町堺_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,651㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化により離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 藤水、受人 _____、面積 5,000.91㎡、渡人 _____、面積 5,000.91㎡、申請地 藤方黒木_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 735㎡。

これにつきましては、生前部分贈与です。

番号4、地区 雲出、受人 _____、面積 6, 561 m²、渡人 _____
持分2分の1 外1名、面積 6, 028 m²、申請地 雲出伊倉津町高
峯_____
、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 002 m²。

これにつきましては、生前部分贈与です。

番号5、地区 雲出、受人 _____、面積 10, 131 m²、渡人 _____
持分2分の1 外1名、面積 6, 028 m²、申請地 雲出伊倉津町高
峯_____
、台帳地目・現況地目とも畑、面積 487 m² 外1筆、合計面積
1, 263 m²。

これにつきましては、生前部分贈与です。

番号6、地区 高野尾、受人 _____、面積 17, 584. 43 m²、
渡人 _____ 外1名、面積 20, 486. 91 m²、申請地 高野尾町下
り町_____
、台帳地目・現況地目とも田、面積 940 m² 外1筆、合計面
積 2, 689 m²。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請
地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 上野、受人 _____、面積 26, 998 m²、渡
人 _____、面積 564 m²、申請地 河芸町東千里堤添_____
、台帳地
目・現況地目とも畑、面積 330 m²。

これにつきましては、受人は、渡人に要望をし、申請地を譲り受け、営農を
拡大するものです。

番号8、地区 上野、受人 _____ 外1名、面積 24, 139. 50
m²、渡人 _____、面積 2, 776 m²、申請地 河芸町上野上芦
原_____
、台帳地目・現況地目とも畑、面積 314 m²。

これにつきましては、受人は、渡人に要望をし、申請地を譲り受け、営農を
拡大するものです。

番号9、地区 上野、受人 _____、面積 24, 139. 50 m²、
渡人 _____、面積 2, 776 m²、申請地 河芸町上野上ノ垣
内_____
、台帳地目・現況地目とも畑、面積 172 m²。

これにつきましては、受人は、渡人に要望をし、申請地を譲り受け、営農を
拡大するものです。

番号10、地区 安西、受人 _____、面積 66, 883 m²、渡
人 _____、面積 6, 259 m²、申請地 芸濃町萩野米野_____
、台帳
地目・現況地目とも田、面積 3, 049 m²。

これにつきましては、受人は、遠方により営農縮小する渡人から、申請地を
譲り受け、営農を拡大するものです。

番号11、地区 雲林院、受人 _____、面積 11, 899 m²、渡
人 _____、面積 3, 146 m²、申請地 芸濃町雲林院竹之内_____
、

台帳地目・現況地目とも田、面積 568㎡ 外7筆、合計面積 3,146㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号12、地区 雲林院、受人 _____、面積 151,708.67㎡、渡人 _____、面積 5,145㎡、申請地 芸濃町雲林院出口 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,017㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号13、地区 雲林院、受人 _____、面積 14,150㎡、渡人 _____、面積 5,145㎡、申請地 芸濃町多門西沖 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 970㎡ 外1筆、合計面積 2,514㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号14、地区 雲林院、受人 _____、面積 14,208㎡、渡人 _____、面積 5,145㎡、申請地 芸濃町雲林院下川 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,035㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号15、地区 村主、受人 _____、面積 10,694㎡、渡人 _____、面積 1,003㎡、申請地 安濃町川西岡副 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 224㎡ 外1筆、合計面積 453㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号16、地区 明合、受人 _____、面積 84,932㎡、渡人 _____、面積 5,954㎡、申請地 安濃町戸島中川原 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,662㎡。

これにつきましては、生前部分贈与です。

以上、件数は16件 合計面積は 23,251㎡。このうち田が18,012㎡、畑が5,239㎡でございます。

これらの案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

坂野委員 21番 坂野です。1月10日に現地を見て来ましたが、営農はそのまま継

続されるということで特に問題ないです。周辺との影響もないと思われますので問題ないと思われます。

議 長 はい、ありがとう。番号 2 番。

太田委員 2 番 太田です。10 日の日に地元推進委員と確認をしました。離農ということです。問題はございません。よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとう。番号 3 番から 5 番。

太田委員 1 番 太田です。3 番、4 番、5 番。この案件につきましては事務局の説明どおりで問題ないと考えます。よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとう。番号 6 番。

坂倉委員 3 番、坂倉です。1 月 14 日の日に地元推進委員と一緒に現地確認をしました。特に問題ございません。事務局の説明どおりです。また、1 月 15 日の高野尾地区農業振興協議会においても同様であります。以上です。

議 長 はい、ありがとう。番号 7、8、9 と、これ私の地区です。地元推進委員も別に問題ないということで、私の方も問題ありませんので、事務局の説明どおりでございます。よろしくお願いします。

議 長 番号 10 番。

石井委員 9 番 石井です。事務局の説明どおりで何も問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとう。番号 11 番。

石井委員 9 番 石井です。これも事務局の説明どおり何も問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 番号 12、13、14 番。

石井委員 9 番 石井です。これも何も問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとう。番号 15 番。

平井委員 13 番 平井です。1 月 10 の日に現地確認を行いました。地元推進委員も問題ないということでございますので、事務局の説明どおり問題ございませんので、よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとう。番号 16 番。

浅生委員	12番、浅生です。_____の案件です。近くの地元推進委員に見てもらいました。別に問題なしということで、よろしくお願いします。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。
	次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	13ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。
	番号1、地区 片田、申請者 _____、申請地 片田志袋町細石前_____, 台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 49㎡。 これにつきましては、亡き父が平成25年1月頃に造成し、これまで駐車場として使用している旨の始末書が提出されましたことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。
	以上、件数は1件で、面積は田で49㎡でございます。
	この案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
	以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとう。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。
前川委員	5番 前川です。1月10日の日に地元推進委員と現地確認をしまして、始末書も出ているということで特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局

14ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 安東、受人 _____ 外2名、渡人 _____、申請地 観音寺町中戸井 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 227 m²。

これにつきましては、南側に隣接する農業用施設用地が、自己が所有するものであることから、利便性を向上させるべく、申請地を農業用資材置場として取得しようとするものですが、既に平成10年頃より、この用途に供されている旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、農用地区域内で用途が農業用施設用地となります。

番号2、地区 安東、受人 _____、渡人 _____、申請地 一色町前君 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,809 m² 外1筆、合計面積 2,738 m²。

これにつきましては、受人は、現在住んでいる居宅が立ち退きになることと、認定農家であり、年々小作地が増えてきていることから、既存の農業用資材置場が手狭になってきたため、居宅と既存資材置場より近い、申請地を譲り受け、農家住宅及び農業用資材置場用地とするものです。

農地区分は、第1種農地と判断されますが、不許可の例外にあります、申請地の周辺地域に居住する者の住宅及び業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われます。

番号3、地区 雲出、受人 _____、渡人 _____、申請地 雲出本郷町大日堂 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,155 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設及び管理スペース用地とするものです。

パネルを設置しようとする区画面積は、2,155 m²のうち約1,600 m²で、パネルの設置面積は649.4 m²、設置率は40.6%となり、残りの555 m²は管理スペース用地となります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 黒田、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 河芸町三行高城 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,514 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、531.36 m²、設置率は土地の形状が不整形地であり、西側からの影の影響を避けることから、転用面積の35.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 黒田、受人 _____ 外1名、渡人 _____、申請地

河芸町北黒田森ヶ坪____、台帳地目・現況地目とも田、面積 308㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を店舗用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 黒田、受人 ____ 外1名、渡人 ____、申請地 河芸町北黒田森ヶ坪____、台帳地目・現況地目とも田、面積 426㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 棕本、受人 ____、渡人 ____、申請地 芸濃町棕本菖蒲谷____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 471㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 棕本、受人 株式会社 ____ 代表取締役 ____、渡人 ____、申請地 芸濃町棕本中野____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 740㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、事業拡大により既存の資材置場が手狭になってきたことと、1カ所賃貸していた資材置場を返却したことに伴い、申請地を資材置場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号9、地区 棕本、受人 株式会社 ____ 代表取締役 ____、渡人 ____、申請地 芸濃町棕本響野____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 614㎡ 外2筆、合計面積 1,086㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、668㎡、設置率は、転用面積の61.5%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号10、地区 高宮、受人 ____、渡人 ____、申請地 美里町五百野中之郷____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 271㎡。

これにつきましては、住職でもある受人が、渡人から申請地を譲り受け、既存の墓地参拝者用駐車場が手狭なため、駐車場用地を拡大しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 辰水、受人 ____、渡人 ____、申請地 美里町家所石之本____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 128㎡ 外3筆、合計面積 1,099㎡。

これにつきましては、受人は、周囲が山林で囲まれ日照条件が悪く、田や畑として維持していくことが困難である申請地を、渡人から譲り受け、今後は山林として管理していこうとするものですが、既に平成10年頃に、獣害や耕作条件の悪さから、収穫に結びつかなかったため、植林してしまった旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は11件で、合計面積は11,035㎡、このうち田が8,028㎡、畑が3,007㎡でございます。

これらの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番、2番。

太田委員 2番、太田です。10日の日に現地確認をしました。この案件説明のとおり、事後承認の案件ですが、始末書が出ていることもありましてご勘弁いただきたい。よろしくお願いいたしますと思います。

2番の案件につきましては、説明のとおり、_____の立地による立ち退きで、_____の東に今現在、住まいがありますけれど、それが余儀なく立ち退きということで、2年ほど時間がかかりましたが、やっと一色町に事業所の近くということで探しあたったということです。何ら問題ございませんのでよろしくお願いいたしますと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。番号3番。

太田委員 1番、太田です。10日の日に守山会長、喜多部会長、地元推進委員立会いのもと現地を確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないということで、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。番号4番。これ私の地区です。10日の日に事務局、会長に来てもらいまして、地元推進委員も別に問題ないということで、事務局の説明のとおりでございます。番号5番、6番、これはまた改めて回りましたが、地元推進委員も別に問題ないということでございますので、事務局の説明のとおりでございます。

議長 番号7番8番9番。

川口委員 10番 川口です。10日の日に現地を確認しまして、地元推進委員も何ら問題ないということでございましたのでよろしくお願いいたします。続いて8番、10日の日に地元推進委員と現地確認いたしまして、推進委員も問題ないということで意見をいただきましたのでよろしくお願いいたします。続きまして9番です。10日の日に会長、部会長で現地確認していただきまして、地元推進委員も確認して別に何も問題ないということでございましたのでよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。番号10番。

横山委員 11番 横山です。1月7日の日に支所の職員と現地確認を行いました。現地はお寺に隣接する土地で駐車場にするもので、地元推進委員も問題ないとい

うことですのでよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。番号11番。

横山委員 同じく1月7日の日に支所の職員と現地確認を行いました。現地はすでに山になっておりまして始末書も提出されていると聞いております。地元推進委員も後日確認をして問題ないということでしたので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとう。地元委員さんからは異議のない旨の発言ありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事 務 局 16ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 雲出、借人 _____、貸人 _____、申請地 雲出島貫町山鶴_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積 740㎡ 外1筆、合計面積 1,004㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、413.28㎡、設置率は、転用面積の41.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は田で1,004㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

太田委員 1番、太田です。10日の日に会長、部会長、地元推進委員の立会いのもとに確認をさせていただきました。事務局の説明どおり問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとう。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第 4 号については許可することに決定いたします。 次に議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。
事 務 局	17 ページをお願いいたします。 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。 番号 1、地区 棕本、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町棕本山中 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 511 m²。 これにつきましては、借人は、貸人との間に 20 年間の使用貸借を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネルの設置面積は 531.36 m²で、パネルの設置率は転用面積の 35.2 % となりますが、申請地の西側に _____ があることから、フェンス及びパネル設置を道路から控えてほしいとの申出があったため、公道側をメンテナンス用スペースとして使用する旨の理由書が添付されております。 農地区分は、第 3 種農地と判断されます。 以上、件数は 1 件、面積は田で 1, 511 m²でございます。 これらの案件につきましても、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
川口委員	10 番 川口です。10 日の日に現地確認いたしました。地元推進委員も別に問題はないとのことで、事務局の説明どおりでございます。よろしくお願いします。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第 5 号については許可することに決定いたします。 次に別冊でお配りしました、議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法 第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で222, 225㎡、畑の使用貸借で1, 118㎡、契約件数は85件でございます。
河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で11, 880㎡、契約件数は6件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で48, 123㎡、契約件数は14件でございます。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借で65, 134㎡、契約件数は16件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で50, 268㎡、畑の使用貸借で271㎡、契約件数は26件でございます。

香良洲地区につきましては、契約はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて397, 630㎡、畑の集積が使用貸借で1, 389㎡、合計契約件数は147件、合計面積は399, 019㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区43件、河芸地区2件、安濃地区9件、芸濃地区10件で合計64件、合計面積は238, 943㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で43.5%、面積で59.8%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号4、ほか1件についてです。

	_____委員、一時退室をお願いします。
	< 退 室 >
議 長	この2件についていかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございました。入室してください。
	< 入 室 >
議 長	次に、整理番号43、ほか10件についてです。 _____委員、一時退室をお願いします。
	< 退 室 >
議 長	この11件について、いかがでしょうか
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。入室してください。
	< 入 室 >
議 長	次に、整理番号3、ほか3件についてです。 _____委員、一時退室をお願いします。
	< 退 室 >
議 長	この4件について、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。入室してください。
	< 入 室 >
議 長	次に、整理番号36についてです。 _____委員、一時退室をお願いします。
	< 退 室 >
議 長	この件について、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号 39、ほか 3 件についてです。
_____ 委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この 4 件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、議案第 6 号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

以上で、第 1 回第 1 農地部会を終了いたします。

午前 10 時 46 分

上記は、第 1 回第 1 農地部会の議事を録したものである。

平成 31 年 1 月 17 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____